

(参考) 毎月勤労統計の再集計値等を踏まえた雇用保険の基本手当日額等の見直し

1 育児・介護雇用安定等助成金(育児休業取得促進等助成金(育児休業取得促進措置))  
雇用保険の賃金日額の見直し (30歳以上45歳未満)

支給対象期間の末日の翌日が属する期間	見直し前	見直し後	差額
平成18年8月1日～平成19年7月31日	14,200円	14,280円	80円
平成19年8月1日～平成20年7月31日	14,140円	14,220円	80円
平成20年8月1日～平成21年7月31日	14,060円	14,140円	80円
平成21年8月1日～平成22年7月31日	13,980円	14,060円	80円
平成22年8月1日～平成23年7月31日	13,650円	13,730円	80円

※賃金日額(30歳以上45歳未満)の3/10を上限とし、助成率を乗じて算定。

2 育児・介護雇用安定等助成金(育児休業取得促進等助成金(短時間勤務促進措置))  
雇用保険の基本手当日額の見直し (30歳以上45歳未満)

支給対象期間の末日の翌日が属する期間	見直し前	見直し後	差額
平成18年8月1日～平成19年7月31日	7,100円	7,140円	40円
平成19年8月1日～平成20年7月31日	7,070円	7,110円	40円
平成20年8月1日～平成21年7月31日	7,030円	7,070円	40円
平成21年8月1日～平成22年7月31日	6,990円	7,030円	40円
平成22年8月1日～平成23年7月31日	6,825円	6,865円	40円

※基本手当日額の最高額(30歳以上45歳未満)に30を乗じて得た額を上限として用いて算定。